

第 28 回 独立行政法人国立印刷局契約監視委員会（審議概要）

開催日及び場所	令和元年6月21日（金） 国立印刷局本局会議室
委 員	委員長 小林 芳郎（今川橋法律事務所弁護士） 委 員 栗田 誠（白鷗大学法学部教授） 委 員 黒川 行治（千葉商科大学会計大学院 会計ファイナンス研究科教授） 委 員 岩橋 史明（独立行政法人国立印刷局監事） 委 員 坂本 剛（独立行政法人国立印刷局監事）
審 議 対 象	1 平成30年度下半期契約の点検 平成30年度下半期に契約締結した案件のうち、新規の競争性のない 随意契約（4件）及び2か年度連続して応札者又は応募者が1者しかない 契約（58件）（全62件） 2 平成30年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の取組状況及 び評価についての点検 3 令和元年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の策定について の点検
<参考> 今回の委員会では議論を深めるため、平成30年度契約における一者応札・応募の増加要因の分析等、 契約適正化に向けた取組を説明した。	

議 事 等	内 容
1 平成30年度下半期 契約の点検	効率的に審議を行うため、以下の方法で行った。 （1）全62件の中から、個別に審議する契約案件を栗田委員長代理が3 件選定 （2）選定された個別案件の契約を1件ごとに審議 （3）選定された個別案件以外の契約については、本委員会の個別点検項 目に沿って点検を実施した内容について報告し、審議
個別案件（3件）	新規の競争性のない随意契約案件1件、2か年度連続一者応札・応募案件 から2件が選定され、合計3件について個別審議を行った。
新規の競争性のない 随意契約案件	「生産情報の印字及び読取に関する技術調査（2）」
2か年度連続一者 応札・応募案件	「静岡工場警備業務委託」 「図面用大型デジタル複合機購入及び保守点検作業」
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答	別紙のとおり。
個別案件以外	個別案件以外の59件の契約について本委員会の個別点検項目に沿って 点検を実施した内容について報告し、審議を行った。 ・委員からの意見・質問、それに対する回答は、別紙のとおり。

議 事 等	内 容
2 平成30年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の取組状況及び評価についての点検	<p>平成30年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の取組状況及び評価について報告し、審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員から「しっかりと取り組んでもらえていることが確認できた。」との意見があった。
3 令和元年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の策定についての点検	<p>令和元年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の策定について報告し、審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員から「一者応札等に係る要因分析が報告されたが、良い取組なので今後も継続して欲しい。」との意見があった。
委員会による意見の具申又は勧告の内容等	<p>いずれの案件も了承され、意見の具申又は勧告はなかった。</p>

意見・質問	回 答
<p>◇個別契約案件審議 【新規の競争性のない随意契約案件】 「生産情報の印字及び読取に関する技術調査（２）」</p> <p>○契約相手方は国立印刷局に売上を依存していることはないか。</p>	<p>○契約相手方の取引先が国立印刷局に偏っているということではなく、様々な会社と取引している。</p>
<p>◇個別契約案件審議 【２か年度連続一者応札・応募案件】 「静岡工場警備業務委託」</p> <p>○競争に参加させるとした等級はA等級だけとの説明だったが、B等級に拡大することによって、一者応札を回避できた可能性はあるのか。</p> <p>○国立印刷局が調達した他の工場の警備業務も一者応札が多かったようだが、人手不足によるものか、又は、価格的な要素によるものなのか。</p>	<p>○警備会社の実情を見ると、地域で分社化しているところは、売上等の規模の面でA等級となっていない会社もある。等級を拡大すれば一者応札を回避できた可能性が広がると考えるので、今回、我々が複数年の契約を安心して任せられることを担保するため、A等級に限定したことについては、他の方法を含め今後、検討していきたい。</p> <p>○最近、警備業務の人手不足は深刻である。現状では、施設警備や空港の手荷物検査などの単純な業務でも一定人数の確保が難しいほど人手不足は深刻な状況である。</p>
<p>◇個別契約案件審議 【２か年度連続一者応札・応募案件】 「図面用大型デジタル複合機購入及び保守点検作業」</p> <p>○製本された厚手の原稿に対応できる汎用機のメーカーは一者とのことだったが、複数者から徴した見積りは高額だったのか。</p>	<p>○他者は、自社の汎用機にカスタマイズ等を検討したが、いずれも高額となっていた。</p>
<p>◇個別契約案件以外 【２か年度連続一者応札・応募案件】</p> <p>○公募の結果、一者応募となり随意契約としたもので、高落札率となっているものはなぜ高落札率となったのか。</p>	<p>○随意契約のため、価格交渉を行ったが、先方の提示価格が適正な価格と判断し、高落札率となった。</p>